
第七次守谷市行政改革実施計画

(平成28年度～30年度)

(案)



平成 年 月制定

茨城県 守谷市

第七次守谷市行政改革実施計画

1 行政改革実施計画について

この実施計画は、「第七次守谷市行政改革大綱」に基づき、大綱で示された「推進項目」の具体的な取組を「実施事業」として設定し、総合的かつ計画的に推進するため、策定したものです。

第七次守谷市行政改革実施計画は、この「実施事業」ごとの目標達成を目指し、全体としての行政改革につなげていきます。

2 計画期間

計画の実施期間は、大綱の取組期間である平成 28 年度から平成 33 年度の 6 年間を前後期に分けた 3 年間ずつとします。

前期計画：平成 28 年度から平成 30 年度

後期計画：平成 31 年度から平成 33 年度

3 進捗管理

行政改革担当課が実施担当課とヒアリングを行うなどして、進捗状況を管理していきます。行政改革を着実に実行していくためには、PDCA サイクルによる継続的な見直しが必要であるため、毎年度の取組状況について点検・評価を行い、次年度以降の計画を見直していきます。

また、進捗状況は、行政改革推進委員会に定期的に報告するものとし、行政改革推進委員会はその内容について提言することとします。

4 進捗状況の公表

毎年度、行政改革実施計画の進捗状況を公表します。

第七次守谷市行政改革実施計画 実施事業一覧

推進項目		実施事業		主担当課
1	地域・市民との協働による行政運営	1-1	地域包括ケアシステムづくりの推進	介護福祉課
2	効率的な行政サービスの提供	2-1	自治体情報システムのクラウド化の拡大による行政サービスの効率化	企画課
		2-2	マイナンバー独自利用の拡大による利便性の向上	企画課
		2-3	総合計画における実施計画の機能強化による行政課題への対応	企画課
3	民間活力の活用と適正化	3-1	窓口業務のアウトソーシング	企画課
		3-2	民間委託等の総点検	企画課
4	財政マネジメントの強化	4-1	統一的な基準による地方公会計の整備促進	財政課
		4-2	中長期経営計画の策定（上水道）	上下水道課
5	公有財産の適正管理	5-1	公共施設等の適正管理の推進	財政課
6	人材育成と組織マネジメントの強化	6-1	ワーク・ライフ・バランスの推進	総務課
		6-2	女性の活躍の推進	総務課

1 地域・市民との協働による行政の運営

整理番号	1-1	実施事業	地域包括ケアシステムづくりの推進		
推進項目	01	地域・市民との協働による行政運営	主担当課	保健福祉部 介護福祉課	
現状と課題	・ 少子高齢化が進展し、地域社会や家族の在り方の変化により、高齢者、障がい者等において様々な課題やニーズが多様化していることから、単独の機関や行政によるアプローチでは十分に対応できないケースが浮き彫りになってきている。 ・ 守谷市の高齢化率は、全国的には低いものの、地区によっては近い将来、超高齢化・人口減少が懸念されるところもあり、市民一人ひとりが地域の高齢者を支え合う体制を築くことが重要になってくる。 ・ 高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続するために不十分となっている地域でのサービスについて、対応を検討する機能（協議体）が求められている。				
改革の目的・期待する効果	・ 一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯など様々な生活形態であっても、個々の状態に応じた最適な支援サービスを提供することで、安心して生活できるようになる。 ・ 地域包括ケアシステムを構築することで、行政だけではカバーしきれない地域の課題への対応も可能になる。				
取組内容	・ 高齢化が進むにつれ、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が増加していくため、見守りが重要であること、市民一人ひとりが見守りの担い手であることを理解してもらうため、市民への周知を行う。 ・ 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、まずは、個々の状態に応じた最適な支援サービスができる仕組みづくりのため協議体を設置するとともに、サービスの提供体制を調整する生活支援コーディネーターを配置する。協議体は、次の機関等で組織する。 ①介護サービス事業所、②医療機関、③社会福祉法人、④社会福祉協議会、⑤民生委員・児童委員、⑥シルバー人材センター				
成果目標	・ 地域福祉活動でお互いに支え合っていると思う市民の割合：55%（H30） ※総合計画における施策の成果指標（H26：50.6%→H33：60%） ・ 地域の課題解決に地域住民で取り組んでいると思う市民の割合：55%（H30） ※総合計画における施策の成果指標（H26：51.9%→H33：60%）				
年次計画	実施項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	市民への周知 （見守りの理解と協力）	周知・広報	見守りの拡大		
		地域活動促進			
	協議体の設置 （既存会議との連携）	社会福祉協議会との連携	協議体の設置と活動	コーディネーター設置	
		課題と社会資源の整理			
備考	[関連課] 市民協働推進課，社会福祉課，児童福祉課 [関連機関] 社会福祉協議会，地域ケアシステムサービス調整会議，地域福祉推進委員会，自治会連絡協議会等 [関連通知等] 第6期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画，第二次守谷市総合計画，守谷市地域福祉計画，守谷市地域福祉活動計画				

2 効率的な行政サービスの提供

整理番号	2-1	実施事業	自治体情報システムのクラウド化の拡大による行政サービスの効率化		
推進項目	02 効率的な行政サービスの提供		主担当課	総務部 企画課	
現状と課題	- これまで、ITを導入する際は、コストの削減と業務効率の改善を重視していたが、ここ数年で次第に変化しつつある。災害などに備えた事業継続性の確保が急務になりつつあるなど、社会背景の変化に伴って、スピードや柔軟性、安全性なども求められるようになってきた。このような社会背景の変化から、導入するITの形態も、これまでのスタイルから、新しいスタイルへの変革が進んでいる。 - クラウドを活用した自治体情報システムの共同利用や統合・集約化を図り、効率的・効果的な情報化基盤の整備が必要である。				
改革の目的・期待する効果	- クラウド技術を用いた自治体情報システムの拡大により、運用や管理業務の削減、災害や電力対策、業務継続性の確保が図れる。 - 計画的に導入していくことで、既存システムの契約事務の効率化、運用経費やシステム更新費用等の削減などが期待できる。				
取組内容	「世界最先端 I T 国家創造宣言」（平成27年6月30日閣議決定）において、「業務の共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速し、自治体クラウドを中心にクラウド導入市区町村の倍増を目指す。」こととされた。今後、クラウド化の導入を基本に、システムの形態やコストの現状について正しく認識するとともに、自治体クラウドを導入する場合としない場合のコストシミュレーション比較や投資対効果を試算し、併せて、業務負担の軽減、セキュリティの向上や災害時の業務継続性等についても検討をしていく。				
成果目標	平成30年度までにクラウド化する目標システム数：5システム ※現行70システム稼働（50システムは既にクラウド化）				
年次計画	実施項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	自治体情報システムのクラウド化	検討	導入・運用		
備考	[関連課] 全課 [関連通知等] 総務省通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」				

整理番号	2-2	実施事業	マイナンバー独自利用の拡大による利便性の向上			
推進項目	02 効率的な行政サービスの提供		主担当課	総務部 企画課		
現状と課題		- 番号制度は平成28年1月に利用が開始されたICTを活用した社会基盤であるが、行政機関の縦割りの解消につながるだけでなく、きめ細かい住民サービスの実現につながるものである。マイナンバー制度が有効に活用されるためには、個人番号カードの仕組みをはじめとする制度の利便性が向上することが重要であることから、社会保障，税，災害対策の3分野以外における活用を検討していく。 - 市ではコンビニエンスストアにおける証明書の交付といったカードの独自利用を平成28年1月から実施しているが、マイナンバー制度を活用して、更なる行政サービスの向上を図る必要がある。				
改革の目的・期待する効果		マイナンバー制度の活用により、事務手続きが簡略化され、市民、行政ともに利便性が向上する。				
取組内容		- 市民の利便性の向上に資するものであり、カードの普及拡大を期待しているが、番号制度は複雑かつ多岐の業務にわたることから、本市においては、まずは制度の確実な導入を最優先課題とし、個人番号カードの独自利用については、制度開始後の平成28年度から地域の実情やニーズを踏まえながら検討し、国による制度の利用範囲拡大も視野に入れながら、市民にとってより利便性の高い行政サービスへの活用を目指していく。 3分野における「マイナンバーの利用」だけではなく、住民ニーズが高く活用範囲の拡大が有望であるものの検討を行い、個人番号カードの普及拡大に努める。				
成果目標		- 平成30年度までにマイナンバー独自利用制度の導入目標数：3制度 ※現行導入独自利用制度：コンビニ交付 - 平成30年度までに番号カード交付目標枚数：44,000枚 （国の個人番号カード交付目標値：平成30年度までに8700万枚交付） ※守谷市人口を65,000人・全国総人口を1億2,700万人として計算				
年次計画	実施項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	マイナンバー独自利用の導入		検討 → 導入実施			
備考		[関連課] マイナンバー制度利用（予定）課				

整理番号	2-3	実施事業	総合計画における実施計画の機能強化による行政課題への対応		
推進項目	02 効率的な行政サービスの提供		主担当課	総務部 企画課	
現状と課題		・平成28年度から第二次守谷市総合計画・後期基本計画がスタートする。 ・総合計画の中で実施計画が位置付けられてはいるが、現状は活用できていない。 ・行政評価と予算編成のシステムが連動していないため、予算編成の際に、行政評価の結果を十分に意識できていない。			
改革の目的・期待する効果		・事務事業の階層でも、総合計画の目標実現を意識した行政運営を実現する。 ・総合計画実現のために市が重点的に取り組む事業やその進捗状況を示すことで、行政課題の解決に向けた取組方針が明確になるとともに、庁内外における情報共有を通じて、施策、取組の重点化を図る。 ・事務事業評価の結果を意識した予算編成が行える。			
取組内容		・行政評価における評価結果を実施計画に反映させるため、重点事務事業に行政評価を活用したマネジメントサイクルを確立する。 ・重点事務事業として選定された事業の進捗状況を市民に公表する。 ・行政評価システムの見直しにより、予算との連動や執行管理機能を高める。			
成果目標		・マネジメントサイクルの確立：平成29年度			
年次計画	実施項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	行政評価と実施計画の連動によるマネジメントサイクルの確立	プロセス検討	実施		
	重点事務事業の進捗状況の公表		実施		
	新たな行政評価システムを活用した予算編成	システム導入	予算編成への展開	評価を活用した予算編成	
備 考		[関連課] 全課 [関連通知等] 守谷市総合計画進行管理要綱 ※実施計画：基本計画の施策を達成するための具体的な事務事業を掲げ、毎年度見直す。			

3 民間活力の活用と適正化

整理番号	3-1	実施事業	窓口業務のアウトソーシング		
推進項目	03 民間活力の活用と適正化		主担当課	総務部 企画課	
現状と課題		・窓口業務は、職員及び非常勤・臨時職員が対応しており、民間委託は行っていないが、更なる事務の効率化や行政サービスの向上を常に意識する必要がある。 ・第六次行政改革実施計画において、「福祉総合相談窓口の設置」を検討してきた結果、福祉総合相談窓口は設置せずに、関係各課との連携を強化する結論に至っている。			
改革の目的・期待する効果		・窓口業務を民間委託した場合、窓口事務に従事していた人材をその他の業務（公務員が自ら対応すべき業務）に集中させることができ、適正規模の行政運営が可能となる。 ・市民がワンストップでサービスを受けることができ、利便性が高まる。			
取組内容		・これまで検討してきた福祉相談窓口の考え方を踏まえ、住民異動、戸籍届出、各種証明書交付だけでなく、国民健康保険・介護保険等の受付までを含めて、市民にとって利用しやすいワンストップ対応の在り方を検討する。 ・ワンストップ対応の考え方を整理した上で、福祉部門を含めた窓口業務の民間委託を検討する。			
成果目標		・市の窓口サービスが利用しやすいと感じる市民の割合：65%（H30） ※総合計画における基本事業の重要業績評価指標（H26：59%→H33：70%）			
年次計画	実施項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	ワンストップ対応の在り方検証	検討	実施		
	窓口業務の民間委託	検討		取組開始	
備考		[関連課] 総務課，総合窓口課，社会福祉課，児童福祉課，国保年金課，介護福祉課 [関連通知等] 総務省通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」			

整理番号	3-2	実施事業	民間委託等の総点検	
推進項目	03 民間活力の活用と適正化		主担当課	総務部 企画課
現状と課題	・職務内容が民間と類似している定型的業務や庶務業務の大部分を職員が行っており、民間委託は行っていないが、更なる事務の効率化を常に意識する必要がある。 ・指定管理者を導入した施設や民間委託をした業務について、委託後に市民ニーズを把握する機会が足りないため、市民の満足度や成果を検証する必要がある。			
改革の目的・期待する効果	・定型的業務を民間委託した場合、定型的業務や庶務事務に従事していた人材をその他の業務（公務員が自ら対応すべき業務）に集中させることができ、適正規模の行政運営が可能となる。 ・市民ニーズを反映した行政サービスが提供される。			
取組内容	・定型的業務や庶務業務を含めた事務全般について総点検を実施する。 ・民間委託した業務について、市民ニーズを的確に捉えられるよう、その効果についてモニタリングを行い、必要に応じて委託内容を見直す。			
成果目標	・定型的業務等の民間委託の場合、平成30年度実施 ・委託業務のモニタリング実施：平成29年度			
年次計画	実施項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	定型業務等の民間委託	実施可能性の検証		取組開始
	委託業務等のモニタリング	手法検討	実施	
備考	[関連課] 全課 [関連通知等] 総務省通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」			

4 財政マネジメントの強化

整理番号	4-1	実施事業	統一的な基準による地方公会計の整備促進		
推進項目	04 財政マネジメントの強化		主担当課	総務部 財政課	
現状と課題	・ 現在，地方公共団体における財務書類の作成方式は，基準モデル及び総務省方式改訂モデル等統一性がないものとなっている。 ・ 今般，国より固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示され，平成29年度までに全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等の作成及び固定資産台帳の整備を図ることとされた。 ・ 守谷市では，平成20年度から国の新地方公会計制度で示されている基準モデルで財務書類を作成している。				
改革の目的・期待する効果	・ 現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして，現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで，中長期的な財政運営への活用充実が図れる。				
取組内容	・ 統一的な基準に合わせた財務書類作成のための既存システム改修を行う。 ・ 固定資産台帳を整備する。				
成果目標	・ 平成29年度までに統一的な財務書類等の作成及び固定資産台帳を整備する。				
年次計画	実施項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	統一的な基準による財務書類等の作成	既存システム改修	財務書類等作成	継続実施	
	固定資産台帳の整備	計画・準備，様式作成	台帳作成	台帳更新	
	公共施設等総合管理計画との整合性確保	検討・調整	策定		
備考	[関連課] 全課 [関連通知等] 総務省通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」 総務省通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」				

整理番号	4-2	実施事業	中長期経営計画の策定（上水道）	
推進項目	04 財政マネジメントの強化		主担当課	上下水道事務所 上下水道課
現状と課題	- 平成27年度に管路管理システム及び老朽管更新計画を委託発注し、平成28年度中に完了予定である。 - 平成26年度に県受水の増量に対応した送水管整備が完了し、平成27年度に段階的増量受水変更契約を締結した。これにより、将来給水人口が増加しても、全て県水で給水が可能となったため、災害時等の給水方法を交通防災課と協議しながら、浄水施設の運用のあり方について方針を定める必要がある。 - 給水原価が供給単価を上回り、水道事業の収入の根幹である料金収入以外の分担金収入で純利益を得ている状況である。そのため、今後耐用年数を迎える老朽化した水道管をはじめ施設の改築更新費、維持修繕費の平準化が課題である。これらの現状を整理し、課題解決に向けた更新計画の策定が急務である。			
改革の目的・期待する効果	- 更新費用の平準化により、安定した水道事業の経営が可能となる。 - 中長期的な収支計画の策定により、料金設定の見直し時期が明確になる。			
取組内容	- 平成28年度中に上下水道管路管理システムを構築し、水道老朽管更新計画を策定する。 - 平成28・29年度に今後の浄水施設の運用方針を決定する。 - 水道老朽管更新計画及び浄水施設の運用方針に基づき、平成30年度に水道事業の中長期経営計画を策定する。			
成果目標	平成30年度までに水道事業の中長期経営計画を策定する。			
年次計画	実施項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	水道老朽管更新計画策定	管路システム構築 更新計画策定		
	浄水施設運用方針決定	施設改修基本計画業務委託発注	運用方針検証 運用方針決定	
	水道事業中長期経営計画策定			中長期経営計画策定
備考	[関連課] 交通防災課 [関連通知等] 守谷市地域水道ビジョン、県南西地域広域的水道整備事業			

5 公有財産の適正管理

整理番号	5-1	実施事業	公共施設等の適正管理の推進		
推進項目	05 公有財産の適正管理		主担当課	総務部 財政課	
現状と課題	- これまで整備してきた公共施設等（建物・インフラ施設）の老朽化が顕在化しており、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費が見込まれる。そのため、国から地方公共団体に公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進のために「公共施設等総合管理計画」の策定要請があり、平成27年度に策定した。 - 将来の人口減少、扶助費等の増に伴い、修繕費・更新費用の財源確保が厳しくなることから、公共施設の長寿命化を推進し、財政負担の軽減・平準化を図ることが課題である。				
改革の目的・期待する効果	- 公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額な維持更新費用が見込まれるが、長寿命化を推進し財政負担を軽減・平準化することで、健全な財政運営が図れる。 - 市民が公共施設等を安全に安心して利用できる。				
取組内容	「守谷市公共施設等総合管理計画」に基づき、次の事項に取り組む。 ①公共施設等の計画的な維持更新と費用の平準化の推進 ②安全・安心に利用できるよう「適切な管理・運営」の推進 ③長寿命化の推進、④公共施設等の適正な規模と健全な財政運営の推進 - これらを推進するために、 ①庁内に「（仮称）公共施設等を総合的に管理するための検討会議」を設置する。 ②職員の公共施設マネジメント意識を共有する。 ③計画の推進のために「検討会議」を少なくとも年1回開催する。				
成果目標					
年次計画	実施項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	庁内推進体制の構築	推進体制の構築・検討会議	施設検討会議	施設検討会議	
	職員の公共施設マネジメント意識の共有	研修会実施	研修会実施	研修会実施	
	統一基準による固定資産台帳・地方公会計との整合性確保	検討・調整	策定		
	長寿命化の推進	点検・診断	取組開始（修繕・改修）	取組（修繕・改修）	
備考	〔関連課〕 公共施設等管理課（建物施設及び上下水道・道路・橋りょう・公園等のインフラ） 〔関連通知等〕 総務省通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」				

6 人材育成と組織マネジメントの強化

整理番号	6-1	実施事業	ワーク・ライフ・バランスの推進	
推進項目	06 人材育成と組織マネジメントの強化		主担当課	総務部 総務課
現状と課題	・ 職員の時間外勤務（残業）が増加傾向にあり，国の労働安全衛生等の基準である年間360時間を超える職員も増えている。職員の健康保持や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため，時間外勤務を縮減し，仕事と家庭（子育てや介護など）の両立を可能とする職場環境を整備する必要がある。			
改革の目的・期待する効果	・ 時間外勤務縮減のためには，廃止を含めた既存事業の見直しが必須であり，それにより，市民にとって有益な新規事業の立ち上げや適正な人員配置が期待できる。 ・ 市が率先してワーク・ライフ・バランスを実現することにより，市内事業者への啓発につながる。			
取組内容	①「時間外勤務縮減に向けた取組方針」を遵守する。また，平成28年度からは部署ごとの時間外勤務縮減計画を策定し，目標管理に努める。 ②平成27年3月に策定した次世代育成対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」を推進する。			
成果目標	①年間 1 人当たりの平均時間外勤務時間の縮減 【平成29年度，26年度実績22%以上の縮減】 ②次世代育成対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進 【目標達成年度：平成32年度】			
年次計画	実施項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	時間外勤務縮減に向けた取組方針の実施	実施	実施	検証・実施
	特定事業主行動計画の推進	取組	取組	取組
	広報やホームページによる取組成果の公表			周知・啓発
備考	〔関連課〕 全課			

整理番号	6-2	実施事業	女性の活躍の推進			
推進項目	06 人材育成と組織マネジメントの強化		主担当課	総務部 総務課		
現状と課題		・女性の能力が働く場において十分に発揮されていない社会状況を踏まえ、平成27年8月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」が成立した。これを受け、市は、平成28年3月に行動計画を策定した。				
改革の目的・期待する効果		・市の管理職に女性職員を多く登用することにより、多様な視点での事業運営が期待できる。 ・従業員301人以上の事業者には同様の取組みが義務付けられており、市の状況の公表により、市内事業者への啓発となる。 ・女性が活躍できる職場の形成は、ワーク・ライフ・バランスの実現にも寄与する。				
取組内容		・「特定事業主行動計画」を適正に執行する。 ・年に一度、実施状況を広報やHPにて公表する。				
成果目標		※平成28年3月「特定事業主行動計画」策定 （計画実施期間や取組内容、数値目標等は未定）				
年次計画	実施項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進		取組	取組	取組及び検証	
備考		[関連通知等] 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律				